

令和 7 年 8 月 2 9 日

オープンカウンター方式による見積もり合わせについて

支出負担行為担当官

関東森林管理局長 松村 孝典

本件について、見積合わせを実施しますので、参加希望者の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

1 工事名

関東森林管理局庁舎駐車場整備工事

2 工事実施内容

別紙仕様書のとおり

3 工事実施期限

令和 7 年 11 月 3 0 日（木）

4 工事実施個所

別紙仕様書のとおり

5 見積書等提出の期限・日時

日時：令和 7 年 9 月 1 9 日（金） 1 5 時 0 0 分まで

場所：関東森林管理局 経理課 企画係

6 提出書類

（1）見積書

見積書は消費税込みの金額で作成するものとし、必ず日付をご記載ください。

(2) 下記 8 の資格を証明できる書類の写し

※持参・郵送する場合は、上記書類を封緘し、封筒の表に「〈件名〉見積書在中」と朱書きで記載のうえ、ご提出ください。

8 必要な資格

令和 7・8 年度の関東森林管理局における建築工事に係る競争参加資格のうち、「建築工事一式」の等級が C 又は D の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東森林管理局長が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）

9 その他

見積書の提出前に、「オープンカンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認ください。

契約にあたっては、別添 工事請負契約書案により契約を締結いたします。また、契約締結時に契約保証金の納付が必要となります。

(担当：総務企画部 経理課 地域業務対策官（債権管理担当）)
(電話：027-210-1149)

仕 様 書

1 工事箇所

群馬県前橋市岩神町 4-16-25 関東森林管理局庁舎

2 工事内容

関東森林管理局庁舎駐車場整備工事

工事内容の詳細は以下のとおり

(1) 総括的事項

- ア 工事にあたっては、本仕様書、工事内訳書及び図面に基づき実施すること。
- イ 工事開始前及び工事中は、監督員の指示により工事にあたること。また、本仕様書及び図面に疑義あるときは監督員の指示によること。
- ウ 行政官庁の許認可が必要な時は、諸法令等に基づき手続きを行うこと。工事業実行のための諸施設及び労務者の管理については、労働関係法、その他の法律の定めるところによること。
- エ 本工事終了に際しては、監督員の指示に従い、事業現場の片付け、整理を行うこと。
- オ 工事の実施に当たって監督員が必要と認めるときは、その指示により工事経過を下記の撮影基準により写真撮影を行い、整理して監督員に提出すること。
 - ① 工事実施前後の区域写真
 - ② 監督員の指示する地点での工事実施前後の写真
 - ③ 作業者を含めた工事実施中の写真
- カ 本仕様書及び図面に記載されていないが、当然受注者において行うべき事項は、受注者の負担において行うものとする。
- キ その他、工事実施にあたり疑義又は不都合が生じた場合は、都度監督員と打ち合わせること。

(2) 技術的事項

- ア 駐車場内のグレーチング及びカーブミラーの設置にあたっては、庁舎駐車場内の車両の通行を妨害しないよう配慮すること。
- イ 工事実施場所には、隣接して公道があり、公道の先には民家等などがあることから、伐倒時及び伐倒後の処理は適切に実施すること。
- ウ 工事実施個所周辺には配電設備や通信設備等があることから、現地確認のうえ、各種設備等に損傷を与えないよう適切な作業方法を採用すること。

エ 樹木の伐採は、地際で伐採すること。

オ 樹木の伐採は、ユニッククレーン付トラック等による吊るし切りを基本とすること。

(3) 安全管理に関する事項

ア 工事着手前に隣接地所有者等の関係者に工事の日程及び内容を通知すること。

イ 工事実施個所に隣接して公道があり、公道の先には民家等などがあることから、安全に配慮するとともに、必要に応じて所要の養生等の仮設・撤去を行うこと。

ウ 工事実施にあたっては、立入制限やその他必要な措置を講じ、十分な安全を確保し事故がないよう注意すること。

エ 工事実施のための機械の使用及び作業者の管理については、労働関係の諸法令及び通達等を遵守し、労働安全の確保に努めること。

オ 枯損した枝を処理する際は、枯枝の落下に注意するとともに、事前処理を入念かつ確実に行うこと。

カ 偏芯木・傾斜木の伐倒は、方向狂いが生じやすいので、退避場所及び退路の確保は入念に行うこと。

(4) その他の事項

ア 請負者は請負業者賠償責任保険に加入し、請負工事が原因となって第三者の身体及び財産に損害を与えた場合は、請負者の責任において対応すること。

イ 請負者は、工事実施にあたり関係機関への届出等を行うこと。

ウ 道路の安全対策について、道路関係機関と十分な協議を行い、安全管理計画を策定し監督員に提出すること。

エ 工事実施に伴い発生する切りくず等の飛散防止に努め、速やかに清掃すること。

オ 工事実施に伴い発生した廃棄物は、関係法令を遵守し、適切に処理すること。

カ 剪定を行う際は、公道に面した部分を強剪定し歩行者の通行を阻害しないようにすること。また、剪定の際に発生し公道に落下した枝葉は、速やかに清掃すること。

キ 庭木の伐採は、作業場所の確保、従事者の安全確保及び関東森林管理局職員を安全を確保するため、閉庁日に実施すること。

工事内訳書

1 駐車場フレーチング取替作業



車両の重量により、グレーチングがへこみ危険なため交換を実施

グレーチングの仕様は以下のとおりとする。

660×660

2 カーブミラーの設置



庁舎駐車場出口に、歩行者を確認するためのカーブミラーを設置する

カーブミラーの仕様は以下のとおりとする。

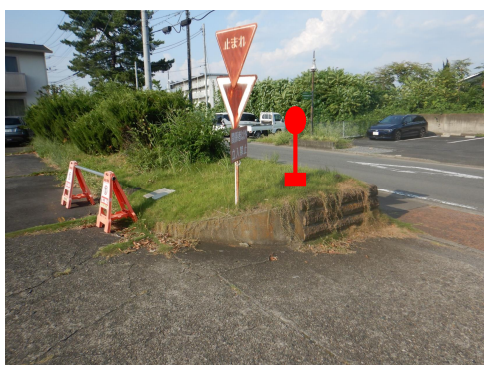
家庭用反射鏡、大きさはφ300

取付支柱34×2.3×2200金具付

基礎ブロック300×300×400土中埋設



道路に向かって出口右側のカーブミラー設置状況



道路に向かって出口左側のカーブミラー設置状況

3 歩道側庭木剪定



歩道側にはみ出した部分を強剪定する。
剪定した枝葉は回収し産業廃棄物処理を実施。

4 庭木伐採



伐採木 1

地際から伐採し、伐採した植栽木は産業
廃棄物として処理を行う。



伐採木 2

地際から伐採し、伐採した植栽木は産業
廃棄物として処理を行う。



伐採木 3

地際から伐採し、伐採した植栽木は産業
廃棄物として処理を行う。



伐採木 4

地際から伐採し、伐採した庭木は産業廃棄物として処理を行う。



伐採木 5

地際から伐採し、伐採した庭木は産業廃棄物として処理を行う。



伐採木 6

地際から伐採し、伐採した庭木は産業廃棄物として処理を行う。



伐採木 7

地際から伐採し、伐採した庭木は産業廃棄物として処理を行う。



伐採木 8

地際から伐採し、伐採した植栽木は産業廃棄物として処理を行う。



伐採木 9

地際から伐採し、伐採した植栽木は産業廃棄物として処理を行う。



伐採木 10

地際から伐採し、伐採した植栽木は産業廃棄物として処理を行う。



伐採木 11

地際から伐採し、伐採した植栽木は産業廃棄物として処理を行う。



伐採木 1 2

地際から伐採し、伐採した植栽木は産業廃棄物として処理を行う。



伐採木 1 3

地際から伐採し、伐採した植栽木は産業廃棄物として処理を行う。

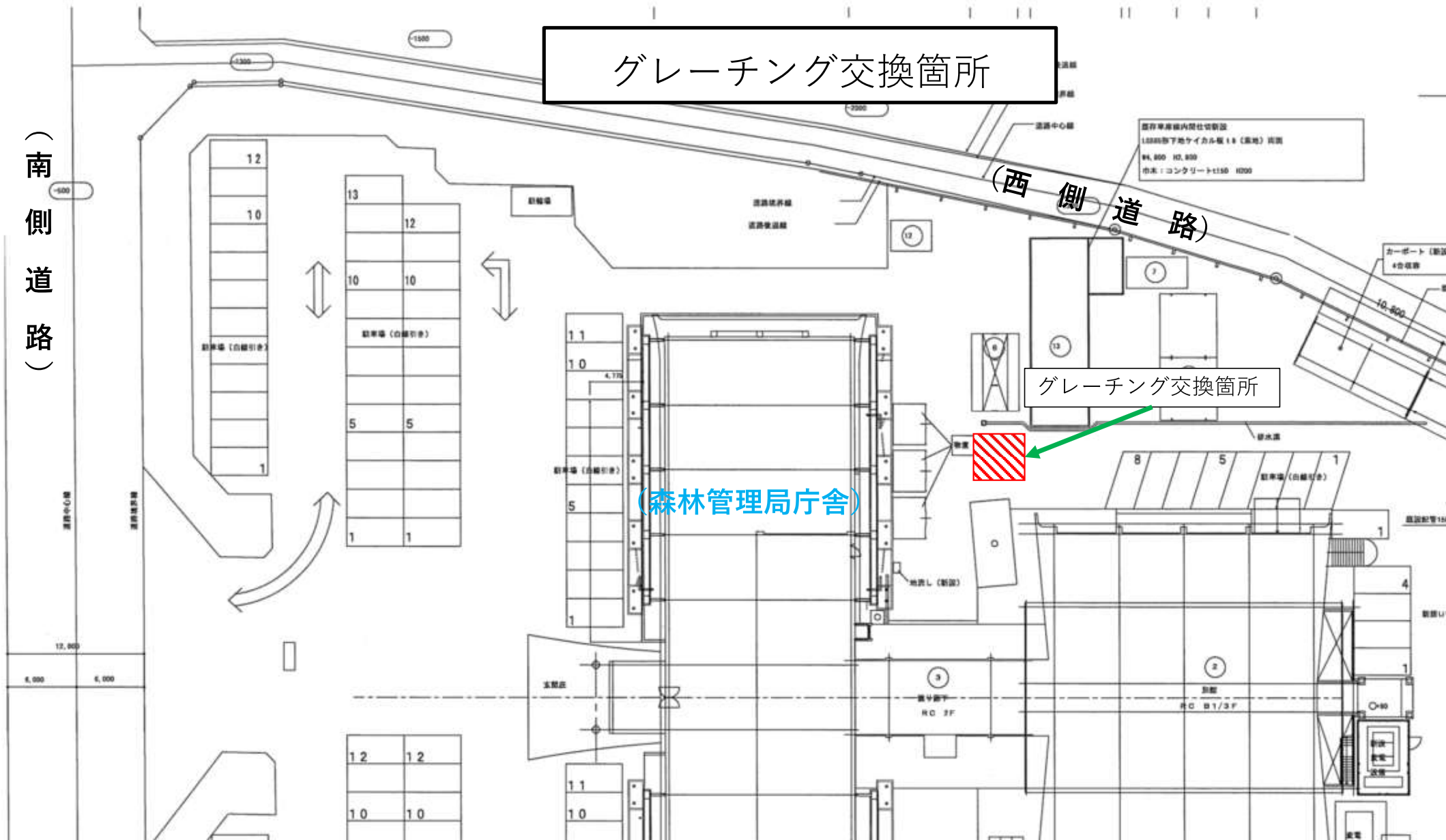
グレーチング交換箇所

(南側道路)

(西側道路)

グレーチング交換箇所

(森林管理局庁舎)



伐採木位置図－東・南側

カーブミラー設置箇所

(森林管理局庁舎)

電線注意！

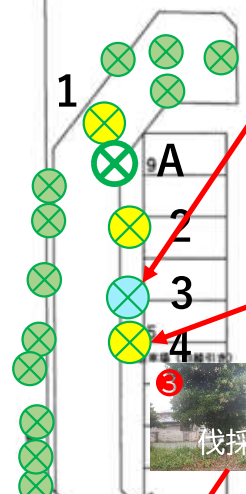
電線注意！

(東側道路)

強剪定

(南側道路)

- | | | | |
|---|---|--|---|
|  : 優先度 1 |  : 優先度 3 |  : 電柱 |  : 電線 |
|  : 優先度 2 |  : 強剪定 |  : 剪定 |  : 電灯 |



工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 関東森林管理局庁舎駐車場整備工事
- 2 工 事 場 所 群馬県前橋市岩神町 4-16-25
- 3 工 期 契約日締結の翌日 から
令和 7 年 11 月 30 日 まで
- 4 請 負 代 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 5 契約保証金額 請負代金額の 10 分の 1 以上
- 6 調 停 人
- 7 前 金 払 請負代金額の 10 分の 4 以内
- 8 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
群馬県建設工事紛争審査会
- 9 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち
適用されるものは (○印) 、削除されるものは (×印) である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項	選 択 条 項
○又は× を選択	契約保証金の納付	第 4 条第 1 項第 1 号
○又は× を選択	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の 提供	第 4 条第 1 項第 2 号
○又は× を選択	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は 保証事業会社の保証	第 4 条第 1 項第 3 号
○又は× を選択	公共工事履行保証証券による保証	第 4 条第 1 項第 4 号
○又は× を選択	履行保証保険契約の締結	第 4 条第 1 項第 5 号
○	[] 主任技術者 [] 監理技術者	第 10 条第 1 項第 2 号
×	支給材料及び貸与品	第 15 条
○又は× を選択	前金払	第 35 条第 1 項
×	中間前金払	第 35 条第 5 項
×	部分払	第 38 条
×	部分払の対象となる工場製品	第 38 条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第 40 条

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 群馬県前橋市岩神町四丁目 16 番 25 号
支出負担行為担当官
(氏名) 関東森林管理局長 松村 孝典 印

受注者 (住所)
(氏名) 印

〔注〕 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者並びにその他の構成員の住所及び氏名を記入する。